

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊松山駐屯地
第358会計隊長 村上 浩司

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6QGR1TD00030		6RMU1A10003 0001					
品名 または 件名							
松山（8）自動ドア保守点検							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
松山駐業				管理科 営繕班			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
藤田事務官（317）				令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊松山駐屯地第358会計隊 事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和8年3月18日（水）10時30分 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」における等級D等級以上に格付けされており、四国地域の参加資格を有する者。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む。)
- (8) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。ここでいう「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会計法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再正手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係にある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役員、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員は除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア又イに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

2 適用する契約条項等及び示す場所

- (1) 駐屯地用標準契約書の下記の条項を適用する。

ア 基本契約条項：役務請負契約条項

イ 特約条項：談合の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項

- (2) 入札資料等は、下記に示す期間、第358会計隊 契約班窓口において配布する。

令和8年2月27日(金)～令和8年3月17日(火)

(土・日曜、祝日を除く0900～1600)

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格とするので入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には見積もった金額の110分の100を記載してください。

4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札、入札者が識別しがたい入札は無効とする。
- (2) 不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合をなした者の入札
- (3) 他人の入札参加を妨害した者の入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態があった場合
- (5) その他、入札に関する条項に違反した入札

- 5 契約書
100万円以上は作成する。契約書記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。
- 6 落札に関する事項
- (1) 落札決定
入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、直ちにくじにより落札者を決定する。
- (2) 違約金
落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収します。
- 7 代金の支払
代金の支払については履行終了後検査合格後、正当な請求書受理後、30日以内に支払う。
- 8 その他
- (1) 入札参加希望者は、参加希望の旨を令和8年3月17日（火）17時までに下記問い合わせ先へ連絡するとともに、資格審査結果通知書(写)及び入札参加受付票を事前に提出して下さい。（FAX送付可）
- (2) 郵便による入札については、令和8年3月17日（火）17時担当者到着分までを有効とします。なお、郵便入札の場合必ず便着の確認（連絡先（8）参照）をお願いします。
- (3) 入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (4) 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めません。
- (5) 代表者以外での入札については、入札日に委任状を持参してください。
- (6) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊松山駐屯地 第358会計隊事務所にて閲覧するか中部方面隊HP調達情報、中部方面会計隊入札公告・結果、心得・契約書を閲覧して下さい。
- (8) 入札に関する問い合わせ先
〒791-0245
愛媛県松山市南梅本町乙115 陸上自衛隊松山駐屯地
第358会計隊 担当：^{タダ}多田
TEL：089-975-0911（内線347）
FAX：089-975-0099（直通）
- (9) 仕様内容、現地確認に関する問い合わせ先
松山駐屯地業務隊管理科 ^{フジタ}藤田（内線317）



本公告は、陸上自衛隊松山駐屯地第358会計隊
及び陸上自衛隊中部方面隊ホームページに掲示

入札参加受付票

分任契約担当官陸上自衛隊松山駐屯地
第358会計隊長 殿

- 1 入札件名：松山（8）自動ドア保守点検
- 2 入札日時：令和8年3月18日（水）10時30分
- 3 入札場所：陸上自衛隊松山駐屯地 第358会計隊 入札室
- 4 入札参加希望業者等
会社名、住所、代表者名、連絡先等

電話番号： _____

FAX番号： _____

担当者氏名等： _____

- 5 入札参加方法（該当欄に○印を）

持参	郵送

松山(8) 自動ドア保守点検

松山駐屯地業務隊

件名	松山(8)自動ドア保守点検				図 面 番 号	1 / 3
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管 財	設 計	
陸上自衛隊松山駐屯地業務隊 管理科営繕班			作成年月	令和8年3月		

仕様書

- 1 役務名称 松山（8）自動ドア保守点検
- 2 作業場所 愛媛県松山市南梅本町乙115（陸上自衛隊松山駐屯地）
対象建物：80号建物（厚生センター）
- 3 作業期間 契約締結日 ～ 令和9年3月31日

4 作業概要

作業概要	規格	数量
自動ドア	3ヶ月点検(5月、11月)	1箇所
保守点検	6ヶ月点検(8月)(3ヶ月点検内容含)	1箇所
	1年点検(2月) (3・6ヶ月点検内容含)	1箇所

5 作業内容

(1) 3ヶ月点検

点検項目	点検内容
ドア・サッシ部	<ul style="list-style-type: none"> ・ドア本体の傷及びステッカーの有無の点検 ・ドア本体作動時の異音の有無の確認 ・ドアと無目の隙間が適正であることを確認 ・全閉時戸先隙間又はドアと床の隙間が適正であることを確認 ・ドアと中間方立及びガイドレールの隙間が適正であることを確認 ・無目点検カバーの取付状態を確認
懸架部	<ul style="list-style-type: none"> ・吊戸車、ドア・ストローク、ハンガーレールの汚れ及び損傷を確認 ・踊り止めの隙間が適正であることを確認
動力部・作動部	<ul style="list-style-type: none"> ・手動開閉の動作確認及び異音の有無を点検
制御装置	<ul style="list-style-type: none"> ・開閉速度及び開放タイマーの時間確認及び調整 ・クッション作用の状態の点検 ・ドア位置検出スイッチの取り付け状態の点検 ・電源スイッチの作動状態の点検
センサー部	<ul style="list-style-type: none"> ・センサー及び補助センサー、取付及び作動状態点検 ・センサー及び補助センサー検出面の汚れの有無の点検 ・タッチスイッチ及び併用センサー、作動状態の点検
電気回路	<ul style="list-style-type: none"> ・通常開閉動作及び反転動作の点検

(2) 6ヶ月点検(3ヶ月点検項目+以下の項目の点検を実施)

点検項目	点検内容
懸架部	<ul style="list-style-type: none"> ・吊戸車及びストッパーの取付状態を点検
動力部・作動部	<ul style="list-style-type: none"> ・エンジンの取り付け状態の確認・調整 ・防振ゴム変形の有無の確認 ・従動プーリ取付状態の点検 ・ベルト、チェーン、ワイヤの張り・磨耗取付状態の確認及び調整
センサー部	<ul style="list-style-type: none"> ・マットスイッチの変形及び亀裂の有無の確認
電気回路	<ul style="list-style-type: none"> ・電線の支持、接続状態及び被覆の亀裂の有無の点検

(3) 1年点検(3ヶ月点検及び6ヶ月点検項目+以下の項目の点検を実施)

点検項目	点検内容
懸架部	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンガーレールの取り付け状態の点検
制御装置	<ul style="list-style-type: none"> ・制御装置取り付け状態の点検
電気回路	<ul style="list-style-type: none"> ・絶縁抵抗測定の実施及び測定結果の良否判定 ・電源電圧の測定及び測定結果の良否判定

6 一般事項

- (1) 本作業については、「建築保全業務共通仕様書」及び本仕様書にて実施する。
- (2) 図面と本仕様書との内容に相違がある場合、また疑義が生じた場合は監督官と協議し、指示に従って施工する。
- (3) 作業実施にあたり、作業日程表を作成し監督官の許可を得ること。また作業日の一週間前までに監督官に連絡すること。
- (4) 仕様書・図面等に示された機能及び目的を完全に満足すること。
また、作業実施にあたって当然必要と思われる軽微な補修等は請負業者の責任において実施する。この場合、保守点検の延長、請負金額の増減はないものとする。
- (5) 現場管理・安全管理
- ア 請負者は、作業の実施によって部隊等の施設に対し損害を与えた場合は、損害の事項に対して、賠償するものとする。
- イ 作業場所の風紀・衛生・盗難予防について必要な事項を施すと共に、請負者の責任において管理すること。

件名	松山（8）自動ドア保守点検		
図面名称	仕様書 1		
図面番号	2 / 3	作成年月	令和8年3月
陸上自衛隊松山駐屯地業務隊 管理科営繕班			

- ウ 作業場所は、常に整理整頓を心がけ、必要に応じ清掃等を実施すること。
 - エ 請負者は、実施条件を関係者に十分把握させるとともに、作業に対して安全教育を実施し、安全な作業方法の確認及び安全点検を実施すること。
- (5) 写真については、各工程ごと及び、監督官の指示する箇所を撮影し、提出すること。
- (6) 検査等
 作業完了後試運転調整を実施し、正常に動作することを確認すること。現場清掃の後、検査官に届け出て検査官による検査を受ける。手直しが生じた場合は手直し後再検査を受け、合格をもって検査を完了とする。
- (7) 提出書類
- ア 点検結果報告書
 - イ 作業写真
 - ウ その他監督官が指示する書類

7 特記事項

- (1) 本作業は、消耗部品(戸車、Vベルト、振れ止め)の交換を含むものとする。
 ただし、部品交換・特別な作業等を要するものは所要整備を見積り、早急に監督官に報告すること。
- (2) 契約期間内に保守点検対象機器に異常が生じた場合は、速やかに現地に赴き原因を追及し、処置方法を監督官に報告すると共に、必要に応じ見積書を提出すること。
- (3) 作業の際に必要な電源及び水については、請負業者において準備すること。

8 保守点検対象機器一覧

No.	建物名称	設置場所	形式	数量	開口寸法(h×w)	メーカー
1	厚生施設	正面玄関	両引き	1箇所	2,000 × 1,800	ナブコ

- ※ 仕上げ : SUS製(強化ガラス t5.0)
- ※ 付属機器等 : ドアエンジン・光電スイッチ・オペレーター

件名	松山(8)自動ドア保守点検		
図面名称	仕様書2		
図面番号	3/3	作成年月	令和8年3月
陸上自衛隊松山駐屯地業務隊 管理科営繕班			

